

男女共同参画に関する意識調査

●調査ご協力をお願い●

市民の皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

伊賀市では、2020(令和2)年度に策定する「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」の基礎資料とするため、男女共同参画に関する意識調査を実施します。

この調査は、10月末日にお住いの20歳以上の市民の中から2,000人の方を無作為に選ばせていただき実施するもので、ご記入いただいた内容については、すべて統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容が他にもれたりすることは一切ありません。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2019(令和元)年11月

伊賀市長 岡本 栄

<ご記入にあたってのお願い>

- ご記入にあたっては、封筒のあて名のご本人がお答えください。
(ご本人がご記入いただけないときは、代理の方がご本人の回答を聞き取るなどして、ご記入くださいますよう、お願いします)
- ご記入にあたっては、黒のボールペンまたは鉛筆でお願いします。
- 回答は問1から順に、質問ごとに回答の中から、あなたのお考えにあてはまる番号または項目に○をつけてください。また、「その他」に○をつけた場合は、()内に具体的にご記入ください。
- 本調査の設問内における、「結婚」は、法律上婚姻していない、いわゆる事実婚、パートナーシップ宣誓書を受領している同性カップルも含まれます。また「夫婦」「夫」「妻」「配偶者」という場合は、あなたのパートナーのことを意味します。
- 本調査の設問内における性別表記について、回答者自身のことを聞く場合は「自認する性別」でご回答ください。
- 記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、11月15日(金)までに郵便ポストへご投函ください。なお、宛先は本アンケート集計を委託している、公益財団法人反差別・人権研究所みえです。(切手不要)
- この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

伊賀市人権生活環境部 人権政策課 男女共同参画係

電話 0595-22-9632 FAX 0595-22-9666 Email jinken-danjo@city.iga.lg.jp

あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたの性別(自認している性別)について、○をつけてください。

- 1 男性 2 女性 3 男性・女性決めていない、抵抗を感じる人

問2 あなたの年齢について、○をつけてください。

- 1 20～29歳 2 30～39歳 3 40～49歳
4 50～59歳 5 60～69歳 6 70歳以上

問3 あなたが現在生活しているご家庭の家族構成を、次の中から選んでください。(○は1つ)

- 1 単身世帯(ひとり暮らし)
2 1世代世帯(夫婦のみ)
3 2世代世帯(夫婦と子、夫婦と親、親と子など)
4 3世代世帯(祖父母と夫婦と子、親と子と孫など)
5 その他()

問4 あなたが現在しておられる仕事は、次のどれですか。主なものを一つ選んでください。

- 1 正規雇用者(正職員・正社員)
2 非正規雇用者(パート・アルバイト・嘱託)
3 派遣社員、契約社員
4 農林水産業(自営・家族従業者)
5 商工・サービス業(自営・家族従業者)
6 自由業(具体的に:)
7 家事専業・家事手伝い
8 学生
9 無職
10 その他(具体的に:)

問5 あなたは結婚していますか。次の中から選んでください。(○は1つ)

- 1 結婚している(事実婚含む)
2 結婚していたが、離婚・死別などで現在は夫・妻はいない
3 結婚していない

問6 問4で「1 結婚している(事実婚含む)」に○をつけた方におたずねします。
あなたと配偶者の就労状況は次のどれですか。(○は1つ)

- 1 共働き 2 一人のみ働いている 3 二人とも働いていない

問7 現在、あなた自身の子で、同居している小学生以下の子どもはいますか。(○は1つ)

- 1 はい 2 いいえ

男女平等について

問 8 あなたは、次にあげる分野において男女の地位が平等になっていると思いますか。

①～⑦の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		女性の方が優遇さ れている	どちらかといえば 女性の方が優遇さ れている	平等になっている	どちらかといえば 男性の方が優遇さ れている	男性の方が優遇さ れている	わからない
①	家庭のなかで	1	2	3	4	5	6
②	職場のなかで	1	2	3	4	5	6
③	学校のなかで	1	2	3	4	5	6
④	社会通念・慣習・しきたりのなかで	1	2	3	4	5	6
⑤	法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑥	政治(政策決定)の場で	1	2	3	4	5	6
⑦	自治会・住民自治協議会などの地域活動の場で	1	2	3	4	5	6

問 9 「男は仕事、女は家庭・育児・介護」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。

次の中から選んでください。(○は1つ)

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえばそう思わない
- 4 そう思わない

家庭生活について

問 10 問 5 で「1. 結婚している（事実婚を含む）」に○印をつけた方におたずねします。
 あなたの家庭では、次にあげる家庭の中での仕事は、現在どのように行っていますか。
 ①～⑫の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		夫婦で 同じくらい	主に妻	主に夫	その他の人	該当なし
①	生活費の確保	1	2	3	4	5
②	洗濯	1	2	3	4	5
③	食事の支度	1	2	3	4	5
④	食事の後片付け	1	2	3	4	5
⑤	掃除	1	2	3	4	5
⑥	ゴミ出し	1	2	3	4	5
⑦	日常の買い物	1	2	3	4	5
⑧	日常の家計管理	1	2	3	4	5
⑨	高額の買い物や資産の管理	1	2	3	4	5
⑩	育児・子どものしつけ	1	2	3	4	5
⑪	子どもの教育方針・進路決定	1	2	3	4	5
⑫	家族の世話・介護	1	2	3	4	5

問 11 あなたは、毎日の生活の中で男性が家事（炊事・洗濯・掃除）・介護・育児などをする事について、どう思いますか。次の中から選んでください。（○は1つ）

- 1 積極的に家事・介護・育児をすべきだ
- 2 出来るだけ家事・介護・育児するほうがよい
- 3 なるべく家事・介護・育児をしないほうがよい
- 4 家事・介護・育児をすべきではない
- 5 その他（具体的に： _____ ）
- 6 わからない

問 12 あなたは、女の子と男の子のしつけや教育についてどう思いますか。

次の中から選んでください。(○は1つ)

- 1 男女の役割を考え、女の子と男の子を性によって区別して、それぞれの性に合ったしつけや教育をする方がよい
- 2 女の子も男の子も性による区別はせず、同じようにしつけや教育をする方がよい
- 3 その他(具体的に: _____)

問 13 あなたは将来、主に誰に介護をしてほしいと思いますか。

次の中から選んでください。(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 夫 | 6 息子の妻 |
| 2 妻 | 7 娘の夫 |
| 3 息子 | 8 ホームヘルパーなど |
| 4 娘 | 9 介護施設、老人ホームなどに入所したい |
| 5 子どもたち全員 | 10 その他(_____) |

問 14 あなたの家族(同居・別居に関わらず)で、常時介護の必要な方はいますか。(○は1つ)

- 1 はい 2 いいえ

問 15 問 14 で「1 はい」に○印をつけた方におたずねします。

その方の世話は、要介護者から見て主に誰がしていますか。

次の中から選んでください。(○は1つ)

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 夫 | 6 息子の妻 |
| 2 妻 | 7 娘の夫 |
| 3 息子 | 8 ホームヘルパーなど |
| 4 娘 | 9 介護施設、老人ホームなどに入所している |
| 5 子どもたち全員 | 10 その他(_____) |

社会活動などについて

問 16 あなたは、次のような活動をしていますか。

次の中から選んでください。(○はいくつでも)

- 1 県・市の審議会・委員会の委員
- 2 自治会・住民自治協議会などの地域活動
- 3 P T A・子ども会などの青少年育成活動
- 4 青年団体・女性団体・高齢者団体などの活動
- 5 消費者団体・生活協同組合など消費者活動
- 6 生涯学習活動、スポーツ活動、趣味や娯楽などのグループ活動
- 7 民生委員やボランティアなどの社会活動
- 8 その他の社会活動など(具体的に:)
- 9 いずれも参加していない

問 17 問 16 で「9 いずれも参加していない」に○印をつけた方におたずねします。

その理由は何ですか。次の中から選んでください。(○はいくつでも)

- 1 家事・育児・子どもの教育が忙しくて余裕がない
- 2 高齢者や病人の世話がある
- 3 家族の理解・協力がでない
- 4 仕事が忙しく余裕がない
- 5 活動に経費がかかる
- 6 体が丈夫でない
- 7 参加するきっかけがつかめない
- 8 人間関係がわずらわしい
- 9 興味がない
- 10 どんな活動があるのかよくわからない
- 11 その他(具体的に:)

問 18 女性の場合はあなたが、男性の場合は妻・母親など身近な女性が、次のような役職につく（立候補する）ことを依頼された場合、どうしますか。

①～③の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		引き受ける（引き受けるよう勧める）	分野や時間的余裕など条件によって引き受ける（条件によって引き受けるよう勧める）	家族など身近な者に相談してから決める（相談してから、決めるよう勧める）	断る（断るよう勧める）	わからない
①	P T A、自治会、住民自治協議会などの役員	1	2	3	4	5
②	市の審議会・委員会などの委員	1	2	3	4	5
③	市議会議員・県議会議員	1	2	3	4	5

問 19 今後、女性・男性関係なく、家事、子育てや教育、介護および地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

次の中から選んでください。（○は3つまで）

- 1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 仕事中心という社会全体の仕組みを改めること
- 3 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
- 4 妻が、夫に経済力や出世を求めないこと
- 5 子どもの病気や急な残業に対応できる保育施設・サービスが整備されること
- 6 労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイム、休暇制度を普及させること
- 7 男性の男女共同参画に対する関心を高めること
- 8 夫婦の間で家事などの分担や協力することを十分に話し合うこと
- 9 男性が、家事・育児・介護などに参加することに対する抵抗感をなくすこと
- 10 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること
- 11 子どもに対し家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をしないこと
- 12 その他（具体的に： _____)
- 13 わからない

職業生活について

問 20 女性が職業をもつことについてあなたはどのように思いますか。

次の中から選んでください。(○は1つ)

- 1 子どもができてもずっと職業をもち続ける方がよい
- 2 子どもができたら辞め、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 5 女性は職業をもたない方がよい
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

問 21 女性が働き続けていくうえで障壁になっているのは何だと思いますか。

次の中から主なものを選んでください。(○は3つまで)

- 1 家族の協力や理解などが得られないこと
- 2 女性自身の職業に対する自覚が足りないこと
- 3 職場内の配置・昇進などで女性に対する偏見があること
- 4 勤務時間が長いこと
- 5 育児休業など制度の条件が整っていないこと
- 6 病人、高齢者などの看護・介護を女性が担わなければならないこと
- 7 男は仕事、女は家庭という社会通念があること
- 8 配偶者の仕事の都合(長時間労働・転勤)があること
- 9 保育施設や介護施設などが整備されていないこと
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない
- 12 特にない

問 22 問 4 で「1」～「5」のいずれかに○印をつけた方におたずねします。

あなたが働いているところでは、次のことについて女性と男性は平等だと思いますか。

①～⑨の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		女性の方が優遇さ れている	どちらかといえ ば女性の方が優 遇さ	平 等 に な っ て い る	ど ち ら か と い え ば 男 性 の 方 が 優 遇 さ れ て い る	男 性 の 方 が 優 遇 さ れ て い る	わ か ら な い
①	採用時の条件	1	2	3	4	5	6
②	賃金など	1	2	3	4	5	6
③	昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
④	能力評価	1	2	3	4	5	6
⑤	有給休暇の取得	1	2	3	4	5	6
⑥	異動・転勤	1	2	3	4	5	6
⑦	希望職種につく機会	1	2	3	4	5	6
⑧	教育・研修を受ける機会	1	2	3	4	5	6
⑨	定年まで勤めること	1	2	3	4	5	6

問 23 問 4 で「4」または「5」に○印をつけた方のうち、家族で経営している方におたずねします。

あなたは、家族間で次の事柄が必要だと思いますか。

①～⑤の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		必 要 で あ る	必 要 で な い	わ か ら な い
①	経営方針を話し合う機会をもつ	1	2	3
②	仕事上の役割分担を決める	1	2	3
③	一人ひとりの給与などの報酬を決める	1	2	3
④	一人ひとりの仕事の定休日を決める	1	2	3
⑤	1日の就業時間を決める	1	2	3

ドメスティック・バイオレンス(配偶者・恋人などからの暴力)について

問 27 あなたは、次の言葉についてご存じですか。

①～⑤の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		内容を 知っている	言葉を聞いたことは あるが、内容は 知らない	知らない
①	ドメスティック・バイオレンス	1	2	3
②	セクシュアルハラスメント	1	2	3
③	パワーハラスメント	1	2	3
④	マタニティハラスメント	1	2	3
⑤	パタニティハラスメント	1	2	3

問 28 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）を受けた経験がありますか。

次の中から選んでください。（○は1つ）

- 1 過去に暴力を受けたことがある
- 2 現在も暴力を受けている
- 3 暴力を受けたことはない

問 29 問 28 で「1」または「2」に○印をつけた方におたずねします。

あなたは、どんな暴力を受けましたか。次の中から選んでください。（○はいくつでも）

- 1 身体的暴力(平手打ち、殴る、蹴るなど)
- 2 精神的暴力(ことばの暴力(「甲斐性なし」「誰に食わせてもらっている」など、ののしりの言葉や何を言っても無視するなど)、物の破壊(怒って部屋の物を壊して脅かす、大事にしているものを捨てたり、壊したりすることによって精神的打撃を与える))
- 3 性的暴力(気が進まないセックスの強要、避妊の非協力、浮気を繰り返す)
- 4 社会的暴力(買い物の制限、友人・実家などとの付き合いの禁止、メールチェックなど)
- 5 経済的暴力(生活費入れない、極度に少額しか渡さない、働くことの妨害など)
- 6 その他(具体的に: _____)

問 30 問 28 で「1」または「2」に○印をつけた方におたずねします。

あなたは、暴力を受けたとき誰に相談しましたか。

次の中から選んでください。(○はいくつでも)

- 1 警察署
- 2 市役所
- 3 人権擁護委員
- 4 三重県配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所)
- 5 三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)
- 6 三重県人権センターなど、その他の県の機関
- 7 民間支援団体
- 8 医師その他医療関係者
- 9 家族・親族
- 10 友人・知人
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 相談しなかった

問 31 ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力)を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものを、次の中から選んでください。(○はいくつでも)

- 1 警察署
- 2 市役所
- 3 人権擁護委員
- 4 三重県配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所)
- 5 三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)
- 6 三重県人権センターなど、その他の県の機関
- 7 民間支援団体
- 8 医師その他医療関係者
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 相談窓口として知っているところはない

問 32 性犯罪や売買春(いわゆる「援助交際」を含む)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力)などをなくすためにはどうしたらよいと思いますか。次の中から選んでください。(○は3つまで)

- 1 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 被害者が女性である場合は、捜査や裁判での担当者に女性を増やす
- 4 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
- 5 被害者のための相談所や保護施設を整備する
- 6 被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす
- 7 学校・家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
- 8 性別や人種、障がいの有無による差別、同和問題などのあらゆる差別を許さないよう、人権尊重についての教育を学校・家庭において充実させる
- 9 メディア(新聞・テレビなど)が自主的に倫理規定を強化する
- 10 過激な内容のビデオやゲームソフトなどの販売や貸出を制限する
- 11 加害者に対するカウンセリング
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない
- 14 特に必要なことはない

男女共同参画社会全般について

問 33 あなたは、次の法律などについてご存じですか。

①～⑦の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		内容を 知っている	言葉 を聞いた ことは あるが、 内容ま では知 らない	知ら ない
①	男女共同参画社会基本法	1	2	3
②	男女雇用機会均等法	1	2	3
③	女性活躍推進法	1	2	3
④	育児・介護休業法	1	2	3
⑤	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	1	2	3
⑥	伊賀市男女共同参画推進条例	1	2	3
⑦	伊賀市男女共同参画都市宣言	1	2	3

問 34 あなたは、次の休暇・休業を取得したことがありますか。

①～⑥の項目について、あてはまる回答の数字に1つだけ○をつけてください。

		取得 したこ とがあ る	取得 したこ とがあ らない
①	育児休業 (子を養育するため、一定期間休業すること)	1	2
②	配偶者出産休暇 (配偶者の出産時、入退院に付き添うため男性職員(従業員)に与えられる休暇)	1	2
③	子の看護休暇 (小学校就学前の子の看護のための休暇)	1	2
④	介護休業 (介護などを行う職員(従業員)が、一定期間休業すること)	1	2
⑤	介護休暇 (介護などを行う職員(従業員)に与えられる休暇)	1	2
⑥	育児短時間勤務 (3歳に満たない子を養育する職員(従業員)が利用できる時短制度)	1	2

問 35 男女共同参画を推進していくために、今後、伊賀市ではどのようなことに力を入れていけば良いと思いますか。

次の中から主なものを選んでください。(○は3つまで)

- 1 男女共同参画をめざした条例、宣言の見直しを行う
- 2 女性を政策決定の場に積極的に登用する
- 3 各種団体の女性リーダーを養成する
- 4 男女共同参画に関する広報や啓発を充実する
- 5 学校教育や社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
- 6 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う
- 7 保育、介護の施設やサービスを充実する
- 8 男女が共に家庭生活と仕事やその他の活動が両立できるような支援策を充実する
- 9 住民自治活動、NPO活動、ボランティア活動との協働をすすめる
- 10 寄り合いや防災活動など地域の自治活動に女性の視点を取り入れるため、住民自治協議会への女性の積極的な参加を促す
- 11 その他(具体的に：)
- 12 特にない
- 13 わからない

最後に男女共同参画についてご意見などありましたら、ご記入ください

調査へのご協力、ありがとうございました。

お忙しいとは存じますが、返信用の封筒に入れていただき、

11月15日(金)までにご投函いただきますよう、よろしくお願いいたします。